

長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての  
居所情報の登録申請等に係る Q & A（医療機関向け）

**【基本情報】**

Q 1 そもそもマイナンバーとは何か。通知カードとは何か。

A 1 マイナンバーは、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

本年 10 月 5 日から、住民票を有する国民の皆様一人一人に 12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所（以下「住所地」という。）あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。

一人暮らしで長期入院中の方は、入院先において通知カードを受け取るために、本年 8 月 24 日から 9 月 25 日までの間に、住所地の市区町村に対して、入院先を居所として登録するための申請を行っていただく必要がありますので、〇〇にお示したフロー図に沿ってご協力いただきますようお願いいたします。

こちらの内閣官房ホームページにフリーダウンロード資料やよくある質問（FAQ）が掲載されていますのでご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

（内閣官房のトップページの左下にあるバナーからもアクセス可能です）

こちらの総務省ホームページ「東日本大震災による被災者、DV・ストーカー行為等・児童虐待等の被害者、一人暮らしで長期間医療機関・施設に入院・入所されている方へ」もご参考になさってください。

[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/08.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html)

こちらの厚生労働省ホームページでは、上記へのリンクに加え、本 Q & A 等、医療機関向けの情報をまとめています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

※ 個人番号カード（ICチップのついたカード）は、通知カード（紙製）とともに送付される申請書を郵送するなどして、平成 28 年 1 月以降、交付を受けることができます。

Q 2 ポスター・リーフレットはどこで入手できるのか。

A 2 こちらのURLで入手いただけます。ダウンロード・印刷の上、貴院内での掲示・配布につきご協力くださいますようお願いいたします。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000370650.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf)

※ 1枚目のみ印刷したものがポスターで、1・2枚を両面印刷したものがリーフレットです。

Q 3 長期入院患者が居所情報の登録を行わない場合、どのような不都合があるのか。

A 3

- ① 住所地にご家族等がお住まいの場合、ご家族等にお受け取りいただくので問題ありません。
- ② 一人暮らしの方の場合、入院中にご自宅に届いた通知カードは住所地の市区町村に返戻されます（ご自宅には「郵便物等ご不在連絡票」が届けられます）。退院後に住所地の市区町村にご相談の上、通知カードをお受け取りいただくことができます。

#### **【居所情報登録の対象者】**

Q 4 いつ頃まで入院している方が居所情報登録申請の対象となるか。通知カードが当院に届いた時には退院等でご本人が不在であるケースを避けたいのだが。

A 4 住所地に一人暮らし、かつ本年10月5日から少なくとも11月末までは入院している見込みの方に居所情報登録を行っていただくよう想定しています。

なお、通知カードが届いた際にご本人が退院や入院中止等によりご不在である場合は、お手数ですがお近くの郵便局にご連絡くださいますようお願いいたします。郵便局員が貴院に当該通知カードを受け取りに伺い、市町村に返戻します（新しい封筒に移し替えていただく必要はありません）。

Q 5 10月5日から11月末まで入院しているかどうか不確実な方から居所情報登録申請書の確認・押印依頼があった場合、お断りしても良いか。

また、11月20日頃に退院する見込みの方から依頼があった場合はどうか。

A 5 基本的にはいずれの場合でも、そのような患者さんには、居所情報登録は行わずに、退院後に住所地の市区町村から入手するようお願いください。

※ 可能な限りご本人の希望に沿っていただくことが望ましいですが、10月5日から11月末まで入院しているかどうか不確実な方が居所情報登録を行い、かつ通知カードが患者さんの入院前や退院後に届いた場合は、市区町村に返戻され（Q & A 4ご参照）、患者さんご自身において市区町村から入手いただく必要が生じることをお伝えください。

※ 退院後ご自宅に、「郵便物等ご不在連絡票」が届いていれば、入院中に配達があったということですが、

Q 6 ご家族がおられると思われる方から居所情報登録申請書における確認・押印の依頼があった場合、お断りし、ご家族に受け取っていただくよう促しても良いか。

A 6 それぞれのご家庭の事情があることから、可能な限りご本人の希望に沿っていただくことが望ましいですが、基本的には住所地にご家族が居住されている方については、居所情報登録を行わなくても、その方の通知カードはご家族に受け取っていただくことができます。

Q 7 一人暮らしで 11 月末までの入院が見込まれる方がいるが、居所情報登録の申請を行おうとしていない場合、医療機関はどの程度積極的に申請を働きかけるのが望ましいのか。または働きかけなくてはならないのか。

A 7 そのような方には、下記の URL からダウンロードいただけるリーフレットを印刷してお渡しいただいたり、住所地の市区町村にご相談していただくよう、お声掛けいただくと幸いです。

また、ポスターやリーフレットの、院内での掲示や配布・備え付け等について、可能な範囲でご協力をよろしくお願いいたします。

※ ポスター・リーフレットはこちらから入手いただけます。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000370650.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf)

(1 枚目のみ印刷したものがポスターで、1・2 枚を両面印刷したものがリーフレットです。)

### **【助力が必要な方の場合】**

Q 8 成年後見や任意後見の被後見人等ではないが、居所情報の登録申請を行えるような心身の状態にない方については、医療機関はどうすればよいか。

A 8 その方のご関係者などがいらっしゃれば、可能であれば、リーフレット等をご活用いただきつつ、任意代理人による居所情報登録の手続き（A10 の※ご参照）や退院後に通知カードをお受け取りいただけること（A3 ②ご参照）について、ご案内いただくと幸いです。

なお、医療機関に住民票を異動してある場合は、当該医療機関に通知カードが簡易書留で郵送されてきますので、お受け取りくださるようお願いいたします。

Q 9 意識はしっかりしているが、疾病や負傷により自力で申請書に記入できない方が居所情報登録を希望している場合、医療機関はどうすればよいか。記入の代行や

介添えをしても良いか。

A9 お見込みのとおり、可能な範囲で記入の代行や介添えを行っていただくと幸いです。

Q10 医療機関が居所情報登録申請書に記入の手伝いをしたり、本人の代わりにポストに投函する場合は、医療機関は居所情報登録申請書における「代理人」に該当し、当該欄に医療機関としての氏名・住所・連絡先を書く必要があるのか。

A10 そのような場合であっても、当該医療機関は登録申請に当たっての「代理人」には該当しませんので、申請書における当該欄への記載は不要です。

※ 「代理人」とは居所情報の登録申請を本人に代わって代理行為として行う次のいずれかの者を指します。

- ① 法定代理人…居所情報登録申請の際には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を原則として同封する必要がある方です。
- ② 任意代理人…居所情報登録申請の際には、本人の委任の事実を確認するに足る書類を同封する必要がある方です。

#### **【居所情報登録申請書の確認・押印】**

Q11 居所情報登録申請書の確認・押印を求められたが、具体的には何をしたら良いのか。

A11

- ① 患者さんの氏名（ふりがな）・生年月日・通知カードの送付先（貴院の住所）が正しいか

※ 間違いがある場合は患者さんに申請書をお返しく下さい。なお、患者さんにおいて訂正する場合は、二重線を引いて余白に正しく記入し、患者さんの訂正印を押したものであれば有効な申請書として扱われます。

- ② 裏面の「平成27年10月5日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため」に✓が入っているか

- ③ 入院診療計画書と照らし、本年10月5日から少なくとも11月末までは入院している見込みか

をご確認の上、「医療機関・施設等向け記入欄」に日付、貴院名及びご担当者様名のご記入又は押印をお願いします。

Q12 居所情報登録申請書への確認・押印を求められた時には、当院における通常の入院証明書の発行時のように、患者さんから手数料を徴収して良いか。

A12 手数料の徴収の可否については、禁じるものではありませんが、マイナンバーは全国民を対象としており、通知カードを全国民に入手いただくことが重要であるため、居所情報登録を希望する方が手数料を理由に申請を躊躇することがないように、手数料の徴収についてはご容赦いただきますよう、ご理解ご協力のほどお願いします。

Q13 少なくとも11月末までは長期入院していることが見込まれる方が、本年9月25日までに居所情報登録申請を行うことができなかった場合、その方はどうしたら通知カードを受け取れるのか。

A13 A3②のとおり、入院中にご自宅に届いた通知カードは住所地の市区町村に返戻されます（ご自宅には「郵便物等ご不在連絡票」が届けられます）。退院後に住所地の市区町村にご相談の上、お受け取りいただくことができます。

Q14 本人以外の方から居所情報登録申請書の確認・押印を依頼された場合、どうしたらよいか。

A14 なりすましによる申請等不正な申請を防止するため、本人以外の方からの依頼は、代理権を証明する書類（戸籍謄本その他その資格を証明する書類や本人の委任の事実を確認するに足る書類）を提出いただき、ご確認ください（A10の※もご参考になさってください）。

### **【届いてから】**

Q15 居所情報登録申請を行った方が、入院先において通知カードの受取りを拒否した場合、医療機関には保管義務や市区町村への返送義務があるか？

A15 患者さんご自身が望んで居所情報登録の申請をしたにも関わらず、万が一通知カードが貴院に到達した後に、当該患者さんが受取拒否した場合、お近くの郵便局にご連絡するように当該患者さんにお伝えください（新しい封筒に移し替えていただく必要はありません）。

なお、患者さんの拒否の意思を口頭で確認できれば、医療機関側が上記を代行いただいても構いません。

Q16 簡易書留にて受け取った通知カードを患者さんにお渡しする際、本人確認書類の提示を求めるなどの本人確認を行う必要があるか。

A16 通常の簡易書留を貴院にて受け取った場合と同様に扱っていただければ構いません。

Q17 仮に医療機関で受け取った後に紛失した場合は、医療機関は何らかの責任を問われるのか？

A17 届いた簡易書留は確実に患者さんにお渡しできるように、十分な管理をお願い申し上げます。万が一紛失した場合は、患者さんにお伝えの上、医療機関より、患者さんの住民票のある市区町村にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、患者さんにお渡しした後の紛失については、患者さんの責任においてご対応いただくこととなります。

Q18 通知カードが届いた際には、患者さんが死亡退院されていた場合はどうしたら良いか。

A18 お手数ですが、お近くの郵便局にご連絡くださいますようお願いいたします。郵便局員が貴院に当該通知カードを受け取りに伺い、市町村に返戻します（新しい封筒に移し替えていただく必要はありません）。

【ご参考】マイナンバーコールセンター

0570-20-0178  
マイナンバー

【全国共通ナビダイヤル】

9:30~17:30（土日祝日・年末年始を除く）